

次世代育成支援対策推進法に基づく 地域協議会等の設置状況調査結果について (平成23年1月1日現在)

地方公共団体（市区町村及び都道府県）等は、次世代育成支援対策推進法に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができることとされている。

このため、都道府県及び市区町村を対象に、平成23年1月1日現在の地域協議会等の設置状況を調査したところ、結果は次のとおりであった。

1 都道府県における設置状況等

(1) 地域協議会等の設置状況

全都道府県で設置済み（47都道府県：100.0%）

- ・法第21条に基づく地域協議会 32都道府県（68.1%）
- ・既存の審議会等を活用 15府県（31.9%）

(2) 都道府県行動計画に関する所管部局

- ①福祉関係部局 45都道府県（95.7%）
- ②企画関係部局 2県（4.3%）

2 市区町村における設置状況等

(1) 地域協議会等の設置状況

①設置済み 1,327市区町村（75.8%）

- ・法第21条に基づく地域協議会 773市区町村（58.3%）
- ・既存の審議会等を活用 554市区町村（41.7%）

②設置予定 199市町村（11.4%）

③設置予定なし 224市町村（12.8%）

【設置予定のない理由（主なもの）】

- ・人口規模が小さいため、関係機関等と綿密に連携して対応している。
- ・必要に応じて関係機関等と協議しているため。
- ・今後、設置の可否を含めて検討していく。 等々

(2) 市区町村行動計画に関する所管部局

①福祉関係部局 1,689市区町村（96.5%）

②教育関係部局 61市町村（3.5%）